開発行為等関係手続きにおける押印の見直しについて

申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、市に提出される開発行為等関係手続きに関する書類において、令和５年４月１日から、申請者等の押印は下記を除き、原則不要といたします。

　引き続き押印が必要なもの

* 委任状、誓約書等、意思確認を求める場合
* 土地所有者等の権利者及び利害関係人等からの同意・承諾を求める場合（実印・印鑑登録証明書）
* 必要に応じて求める報告書等
* 訂正印（代理人等）

【問い合わせ先】　秦野市都市部　開発指導課　電話0463（83）5123